

レンタカー貸渡約款

株式会社 JTK-Advance



第1章 総則

第1条 (約款適用)

貸渡人である当社はこの約款の定めるところにより、有償貸渡自動車（以下「レンタカー」と称す）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとする。尚、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとする。

2 当社は本約款を特約することがある。特約した場合はその特約が約款に優先するものとする。

第2章 予約

第2条 (予約申込)

借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款および当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返却場所、運転者、付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」と称す）を明示して予約の申込をできるものとする。

2 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとする。

第3条 (予約変更)

借受人は、別条（予約申込）第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。

第4条 (予約取消)

借受人は、当社の承諾を得て予約を取消することができる。

2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」と称する）が締結されなかったときは、予約が取消されたものとする。

3 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

4 事故、盗難、不返却、リコール等の事由または天災その他不可抗力事由により貸渡契約が締結されなかった場合、予約は取消されたものとする。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還する。

第5条 (代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーの貸渡しができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」称す）の貸渡しを申し入れることができる。

2 借受人が本条第1項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとする。この場合借受人は、代替レンタカーと予約のあった条件のレンタカーのうち、いずれ

か貸渡料金の低い方の料金を支払うものとする。

3 借受人が第項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶した場合は、予約は取消されるものとします。この場合において、貸渡しすることができない原因が当社の責に帰すべき事由によるときは、別条（予約取消）第4項に準じて取扱い、当社の責に帰さない事由によるときは、別条（予約取消）第5項に準じて取扱うものとする。

4 代替レンタカーが用意できない等、当社都合により予約を取消することが出来る。

第6条 (免責)

当社および借受人は、予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、別条（予約取消）および別条（代替レンタカー）に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとする。

第7条 (予約業務代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う予約センター、旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」と称す）において予約の申込をすることができる。

2 代行業者に対して本条第1項の申込を行ったときは、借受人はその代行業者に対して予約の変更または取消を申し込むことができるものとする。

第3章 貸渡

第8条 (貸渡契約)

借受人は別条（予約申込）第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとする。ただし貸渡することができるレンタカーがない場合、または借受人もしくは運転者が別条（貸渡拒絶）第1項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に別条（貸渡料金）第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。

3 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達（※1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）および別条（貸渡証交付等）第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類および運転免許証（※2）の番号を記載する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者（以下「運転者」称す）の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとする。

※1 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2（10）（11）をいう

※2 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準ずる。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人または運転者（以下「借受人等」と称す）に対し、運転免許証の他に本人の身元確認ができる書類の提示を求め、および提出された書類の写しをとることがある。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人等に携帯電話番号等の告知を求めるものとする。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、現金による支払、またはその他の支払方法を指定することができる。

第9条 (貸渡拒絶)

借受人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができる。

- (1) 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) チャイルドシートがないにも関わらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。
- (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者である場合、またはこれに準ずる者並びに準ずる者と関係性がある場合。
- (6) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (7) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払を滞納した事実があるとき。
- (8) 過去の貸渡しにおいて、別条（禁止行為）各項に掲げる行為があったとき。
- (9) 過去の貸渡し（他レンタカー事業者の貸渡し含む）において、別条（違法駐車）第5項の費用の未払いが発生したとき、または別条（不返却）第1項に掲げる行為があったとき。
- (10) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (11) その他当社が拒絶するべきと判断した場合。

- 2 前項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人は別条（予約取消）第3項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

第10条（貸渡契約成立）

貸渡契約は、貸渡契約書に署名し、当社に別条（貸渡料金）に定める貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引渡ししたときに成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金に充当されるものとする。

- 2 前項の引渡しは、別条（予約申込）第1項の借受開始日時および借受場所で行うものとする。

第11条（貸渡料金）

貸渡料金とは、以下の費用の合算を意味する

- (1) レンタカー料金
- (2) 免責補償料
- (3) 修理等が必要となった場合はその損害の大小に関わらず、当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害（以下「ノンオペレーションチャージ（NOC）」と称する）補償料
- (4) 配車引取料
- (5) その他の貸渡契約に起因する費用

- 2 レンタカー料金は、レンタカーの貸渡し時において、関東運輸局神奈川運輸支局長に届け出て実施しているレンタカー料金表に基づくものとする。

- 3 別条（予約申込）による予約完了後に、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時の貸渡料金を適用する。

第12条（借受条件変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、別条（貸渡契約）第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。ただし借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、当社はその変更を承諾しないことがある。

第13条（点検整備）

当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）および第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとする。

- 2 借受人等は、前項の点検整備が実施されていることおよび別に定める点検票に基づく車体外観および付属品を検査し、レンタカーに整備不良がないことおよび借受条件を満たしていることを確認するものとする。
- 3 当社は本条第2項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施するものとする。

第14条（貸渡証交付）

当社は、レンタカーを引渡ししたときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人等に交付するものとする。

- 2 借受人等は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならない。
- 3 借受人等は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知しなければならない。

第4章 使用

第15条（借受人の管理責任）

借受人等は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返却するまでの間（以下「使用中」称す）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

第16条（日常点検整備）

借受人等は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施し、必要な整備を実施しなければならない。

第17条（禁止行為）

借受人等は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し、または別条（貸渡契約）第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用しまたは他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- (6) 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなく貸渡レンタカーに損害保険加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他別条（貸渡契約）第1項の借受条件に違反する行為。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

借受人等は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をし、取締りを受けたときは、直ちに違法駐車をした所管区警察署に出頭し、違法駐車に係る反則金等の納付、および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を支払うものとする。

2 当社は、警察機関からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人等に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、または引き取り、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人等はこれに従うものとする。なお当社は、レンタカーが警察機関により移動された場合には、当社の判断により当社の所有権を借受人の管理権に優先して当社がレンタカーを警察機関の保管場所等から引き取ることが出来る。

3 当社は本条第1項の指示を行ったときは、借受人等に対して、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収証書等により確認できるものとする。違反処理が確認できない場合には、処理されるまで借受人等に対して本条第2項の指示を行うものとする。また当社は借受人等に対して、放置駐車違反をした事実および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」称す）に自ら署名することを求め、借受人等はこれに従わなければならない。

4 当社が必要と認めた場合は、当社は警察機関に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人等に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書および自認書ならびに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人等はこれに同意したものとする。

5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合もしくは借受人等の探索に要した費用もしくは車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人等に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反費用」称す）を請求するものとする。この場合借受人等は、当社の指定する期日までに駐車違反費用を支払うものとする。

- (1) 当社が支払った駐車違反反則金相当額
- (2) 当社が貸渡契約書に定める駐車違反違約金
- (3) 探索および車両の移動、保管、引取等に要した費用
- (4) その他本条違反に係る損害費用と認められる費用

6 本条第1項の規定により借受人等が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、借受人等が本条第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は本条第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は本条第5項に定める駐車違反反則金及び駐車違反違約金に充てるものとして、借受人等から、当社が別に定める額の駐車違反違約金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとする。

7 前項に基づき借受人等が駐車違反反則金を当社に支払った後、借受人等が駐車違反反則金を納付し、または公訴を提起されたこと等により、駐車違反反則金納付命令が取り消され、当社が駐車違反反則金の還付を受けたときは、当社はすでに支払を受けた駐車違反費用のうち、駐車違反反則金のみを借受人等に返還するものとする。ただし本条第5項各号に掲げる未払の駐車違反費用がある場合は優先して相殺できるものとする。

第5章 レンタカーの返却

第19条（返却責任）

借受人等は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返却場所において当社に返却するものとする。

2 借受人等が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとする。

3 借受人等は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返却することができないときは直ちに当

社に連絡し、当社の指示に従うものとする。この場合、当社に生ずる損害について責を負わないものとする。

第20条（返却時確認）

借受人等は、当社立会いのもとにレンタカーおよび備品を返却するものとする。この場合、通常の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返却するものとする。

2 借受人等は、レンタカーの返却にあたって、レンタカー内に借受人等または同乗者の遺留品がないことを確認して返却するものとし、当社は、レンタカーの返却後は、遺留品の保管について一切の責を負わないものとする。

3 借受人は、未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返却時までにその精算を完了しなければならないものとする。

第21条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人等は、別条（借受条件変更）により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

2 借受人等は、別条（借受条件変更）による当社の承諾を受けることなく借受期間を延長した後に返却したときは、前項の料金に加え、別に定めた超過レンタカー費用を支払うものとする。

第22条（返却場所等）

借受人等は、別条（借受条件変更）により所定の返却場所を変更したときは、返却場所の変更によって必要となる回送のための費用を請求することが出来、借受人は請求された場合はこれを支払わなければならない。

2 借受人等は、別条（借受条件変更）による当社の承諾を受けることなく所定の返却場所以外の場所にレンタカーを返却したときは、返却場所変更違約金として回送費用の2倍額を支払うものとする。

第23条（不返却）

当社は、借受人等が、借受期間が満了したにもかかわらず所定の返却場所にレンタカーを返却せず、かつ、当社の返却請求に応じないとき、または借受人の所在が不明となる等の理由により不返却になったと認められるときは、刑法252条（横領罪）等の刑法犯として法的措置をとるものとする。

2 前項の場合、当社はレンタカーの所在を確認するため、借受人等の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとする。

3 本条第1項に該当することとなった場合、借受人等は、別条（負担金）の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収および借受人等の探索に要した一切の費用を負担するものとする。

第24条（残置物（忘れ物）の取扱い）

借受人は、レンタカーの返却にあたって、レンタカーの中に残置物のないことを自らの責任において確認するものとします。

2 当社は、レンタカーに残置物があるか否かを確認する責任を負うものではなく、残置物があることによって借受人又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、何ら賠償責任も負わないものとします。

3 当社は、レンタカーから残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。但し、財産的価値がなく、かつ継続的に保管することが困難な残置物については、以下の各号によらずに直ちに廃棄することができるものとします。

- (1) 財産的価値のない残置物又は腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残

置物については、回収した日を含めて2日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。

- (2) 運転免許証、パスポート、クレジットカード(ETCカードを含み、以下同様とします)、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話及び宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。但し、届出が受理されない場合には、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名及び住所が判明した場合には当該所有者(クレジットカードについては発行会社)に引取りを催告します。そして、回収した日から3か月の間に所有者の氏名及び住所が判明しなかったとき、又は所有者から引取りの申出がないときは廃棄します。
- (3) 法律によって所持が禁じられている銃砲、刀剣類、薬物その他の物については、直ちに所轄の警察署に届け出て引き渡します。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれにも該当しない残置物については、回収した日から1か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。

4 当社は、借受人に残置物を返却する場合、当社が指定する場所における交付又は代金着払いによる郵送によって借受人に対して残置物を引き渡します。

第6章 故障、事故、盗難等

第24条 (故障発生時)

借受人等は、使用中にレンタカーの異常または故障が発生したときは、直ちに運転を中止し、当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うものとする。

第25条 (事故発生時)

借受人等は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社または当社の指定する工場で行うこと。
- (3) 事故に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2 借受人等は、自らの責任において事故の対応並びに解決を行うものとします。

3 当社は、借受人等のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

第26条 (盗難発生時)

借受人等は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに諸管区管轄警察署に届出ること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社または当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 盗難その他の被害に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

第27条 (使用不能による貸渡契約の終了)

使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」称す)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。

- 2 借受人等は、前項の場合、レンタカーの引取りおよび修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項または第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。
- 3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項に準じます。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とする。
- 5 故障等が借受人等および当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 6 借受人等は、本条に定める措置を除き、レンタカー使用不能より生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

第7章 負担金および保険

第28条 (負担金)

借受人等が借り受けたレンタカーの使用中に第三者または当社に損害を与えたときは、借受人等はその損害を賠償するものとする。

- 2 本条第1項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人等の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により、ノンオペレーションチャージ(NOC)について貸渡契約書に定め、借受人等は直ちにこれを支払うものとします。
- 3 レンタカーには別条(補償)第1項に各号に定める保険を使用する場合、免責金額の表記のある補償については、借受人はその免責額を支払うものとする。ただし免責補償に加入、または借受人等の自動車保険の他車運転特約等を使用した場合はこの限りではない。
- 4 別条(補償)第1項各号の保険金が支払われない、または支払われる保険金額を超える損害については、借受人等の負担とする。
- 5 借受人等の負担すべき損害金を当社が支払ったときは、借受人等は、直ちに当社に弁済するものとする。

第29条 (補償)

借受人等が別条(負担金)第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した自動車保険契約により、下記限度内の保険金が支払われる。ただし、保険金支払の有無は当該保険約款に従うものとする。

- (1) 対人補償1名につき無制限(自動車賠償責任保険(通称:強制保険)を含む)
 - (2) 対物補償1事故につき無制限(免責額5万円)
 - (3) 車両補償1事故につき車両保険金額まで(免責額5万円、バスと大型貨物車は10万円)
 - (4) 人身傷害補償1名につき上限2000万円
- 2 警察機関および当社に届出のない事故の場合は本条第1項各号に定める保険金は支払われない。
 - 3 本条第1項に定める自動車保険契約の保険料はレンタカー料金に含まれる。

第8章 貸渡契約の解除・解約

第30条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人等が使用中に本約款に違反したとき、または別条（貸渡拒絶）第1項各号のいずれかに該当した場合は、通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返却を請求することができるものとする。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

第31条（中途解約）

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返却までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社は請求できるものとする。

中途解約手数料＝

{(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返却までの期間に対応する基本料金)} × 50%

第9章 個人情報

第32条（個人情報の利用目的）

当社が借受人等の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- (2) 貸渡契約の締結に際し、借受人等に関し、本人確認および審査を行うため。
- (3) 借受人等に対し、当社が取り扱う商品、サービスあるいは各種イベント、キャンペーンなどの開催について宣伝広告物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内するため
- (4) 当社の取り扱う商品、サービスの開発、または顧客満足度向上策等の検討を目的として、借受人等に対しアンケート調査を実施するため
- (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
本条第1項各号に定めていない目的で借受人等の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行う

第33条（個人情報の登録および利用の同意）

- 1 借受人等は、当社が前条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとする。
- 2 借受人等は、利用車種、用途、借受開始日時等の、レンタカーの借受に関する情報および借受人等の氏名、住所等の個人情報を提供先へ提供することに同意するものとする。利用目的提供機関については以下のとおりとする
 - (1) 事故対応時の各緊急機関
 - (2) 当社レンタカーの予約業務提携機関
 - (3) 顧客満足度向上策等の参考にする目的で当社の借受人等対応についてアンケート調査を実施する機関
- 3 借受人等は自己に関する個人情報の開示を当社に請求ができるものとし、当社が保有する個人情報が誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正等に応じるものとする。

第10章 雑則

第34条（相殺）

当社は、この約款に基づく借受人等に対する金銭債務があるときは、借受人等の当社に対する金銭債務と相殺することができるものとする。

第35条（消費税）

借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとする。

第36条（遅延損害金）

借受人等および当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第37条（細則）

当社はこの約款の細則を別に定めることができるものとし、細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。
2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の発行するパンフレット等にこれを明記するものとし、これを変更した場合も同様とする。

第38条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本社営業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

第11章 特約条項

第39条（運搬時貸渡に関する特約）

- 本条特約は、事故や故障等による自力走行不能車両の運搬搬送（レッカー）を当社が貸渡契約と同時に受注し、自走不能場所等においてレンタカーを借受人等が即時受け取りをする場合に特約されるものとする。
- 2 自動車修理施設等に車両が入庫することが明らかである場合に限り、別条（貸渡契約成立）1項にかかわらず当社と借受人等と口頭での仮貸渡契約締結ができ、自走不能場所等で即時レンタカーを受け取ることができる。
 - 3 当社は貸渡後、別条（貸渡契約の成立等）1項の貸渡契約書に署名等の未手続を完了させなければならない。
 - 4 自走不能車両に加入している自動車保険にレンタカー特約の付帯がある等、貸渡料金の支払いが有効な保険契約である場合は、当該自動車保険会社に当社が直接請求することができる。
 - 5 本条第4項の保険会社から貸渡料金のお支払いがされない場合は、当社は借受人に貸渡料金を直接請求できるものとする。
 - 6 当社が借受人に請求した日を請求日とし、請求日を含め7日を支払期日とし、借受人は支払期日内に貸渡料金を当社に支払わなければならない。
 - 7 支払期日内に支払いがされなかった場合は、当社は借受人に支払期日翌日より年14.6%の遅延損害金を請求でき、借受人はこれを支払わなければならない。

附則：この約款は、令和2年7月15日から施行する。

以下余白